

グループホーム ときわの家 利用料金表

1.利用契約時に必要な費用

| | |
|-----|----|
| 保証金 | なし |
|-----|----|

2.利用月介護料（30日分計算）

| | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|--------------|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1日利用単位数 | 745単位 | 749単位 | 784単位 | 808単位 | 824単位 | 840単位 |
| 介護保険1割負担分(円) | 23,870円 | 23,998円 | 25,120円 | 25,888円 | 26,401円 | 26,914円 |
| 介護保険2割負担分(円) | 47,740円 | 47,996円 | 50,240円 | 51,776円 | 52,802円 | 53,828円 |
| 介護保険3割負担分(円) | 71,610円 | 71,994円 | 75,360円 | 77,664円 | 79,203円 | 80,742円 |
| 居住費 | 75,000円/(1日2,500円) | | | | | |
| 食事代 | 39,000円/(朝 350円/昼 450円/夕 450円/おやつ 50円) | | | | | |
| 施設運営費 | 30,000円/(1日1,000円) | | | | | |
| 1割負担分合計 | 167,870円 | 167,998円 | 169,120円 | 169,888円 | 170,401円 | 170,914円 |

※居室は、全室ユニット型個室になります。

※さいたま市は3級地のため、介護報酬率が10.68になります。

3.その他の利用料（状況に応じてかかる費用）

| | | |
|-----------------------|-----------|--|
| 夜間ケア加算(Ⅱ) | 25単位/日 | 夜間及び深夜時間帯に基準より1名以上多く配置している場合。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 120単位/日 | 年齢が64歳以下の方に算定されます。 |
| 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合 | 246単位/日 | 入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として一定単位の基本報酬が算定されます。 |
| 看取り介護加算 | | 必要時にかかります(要支援2の方は対象となりません) |
| | 80単位/日 | ① 死亡日以前4日以上30日以内（26日分で計算した合計額） |
| | 680単位/日 | ② 死亡日以前2日又は3日（2日分で計算した合計額） |
| | 1,280単位/日 | ③ 死亡日 |
| 初期加算 | 30単位/日 | 入居された日から30日以内の期間について、1日につき30単位を算定されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院後、再び入居した場合も、同様とする。 |

| | | |
|------------------|---------|---|
| 医療連携体制加算(Ⅰ) | 39単位/日 | ①医療連携体制加算(Ⅰ)は、グループホーム従業員または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保している場合に加算されるものです。入居者の状態が急変あるいは重度化した場合の対応指針を別途定め、その内容を入居者及び家族に説明し同意が得られていることが算定要件となります。なお、この加算における看護師とは、国家資格を取得した正看護師を指し准看護師は認められていません。 |
| 医療連携体制加算(Ⅱ) | 49単位/日 | ②医療連携体制加算(Ⅱ)は、事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保することが算定要件となります。 |
| 医療連携体制加算(Ⅲ) | 59単位/日 | ③医療連携体制加算(Ⅲ)は、事業所の職員として「看護師」を常勤換算で1名以上配置していることが算定要件となります。 また、加算(Ⅱ)(Ⅲ)共通の要件として、算定日が属する月の前12月間において、喀痰吸引や、経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養といった医療的ケアを提供している実績も求められます。 |
| 退去時相談援助加算 | 400単位/日 | 以下①から③のいずれの要件にも該当していること。 ①利用者の利用期間が1カ月以上で、退去後に居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合。 ②退去時に利用者及びご家族等に対し、退去後の居宅サービス、地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの相談援助を行う。 ③退去日から2週間以内に利用者の退去後の居宅地の管轄市町村及び老人介護支援センター又は地域包括支援センターへ利用者の介護状況を示す文書を添え、利用者に係る居宅サービス又は、地域密着型サービスに必要な情報を提供する。 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ) | 3単位/日 | 以下①から③のいずれの要件にも該当していること。 ①日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMの方の割合が入居者の1/2以上である。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置しチームで専門的な認知症ケアを行っている。 ③従業者に対し、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催している。 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅱ) | 4単位/日 | 以下①から③のいずれの要件にも該当していること。 ①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たしている。 ②認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。 ③認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は実施予定である。 |
| 生活機能向上連携加算 | 200単位/月 | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価(アセスメント)を共同して行っている場合 |
| 口腔衛生管理体制加算 | 30単位/月 | 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合 |
| 栄養スクリーニング加算 | 5単位/回 | サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定できます。(6月に1回を限度) |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ | 18単位/日 | 介護福祉士の資格を持つ者、常勤者または勤続年数3年以上の者が一定の割合で雇用されているグループホームにおいて算定できます。 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ | 12単位/日 | ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イの算定要件は、全従業員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が60%以上。 ②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロの算定要件は、全従業員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上。 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6単位/日 | ③サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の算定要件は、全従業員のうち常勤者が75%以上配置されていること。 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6単位/日 | ④サービス提供体制強化加算(Ⅲ)の算定要件は、全従業員のうち3年以上の勤続年数のある従業員が30%以上配置されて居る場合に算定ができます。 |

| | | |
|-----------------------|------------------------------|---|
| 介護職員処遇改善加算 (I) | (算定サービス 費+加算単位) ×11.1% | 以下の要件を全て満たしていること ①処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。 ②労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。 ③新たな定量的要件(職場環境等要件)を満たしていること。 平成27年4月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 ④キャリアパス要件Iを満たしていること。 (1)介護職員の任用の際における職位(役職)、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。 (2)(1)に掲げる職位(役職)、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めていること。 (3)(1)および(2)の内容について職業規則などのもので書面で明確にし、周知していること。 ⑤キャリアパス要件IIを満たしていること。 (1)次のア.またはイ.の条件を満たした計画を作成していること。 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施(OJT、OFF-JT)するとともに介護職員の能力評価を行うこと。 資格取得のための支援(金銭、休暇の取得など)を行うこと。 (2)上記の内容をすべての介護職員に周知していること。 ⑥キャリアパス要件IIIを満たしていること。 (1)次のいずれか昇給の仕組みを導入していること。※単一の基準ではなく、複数の基準をかけ合わせた仕組みでも可。 経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み 資格取得(または保有)により昇給する仕組み 人事評価や試験結果により昇給する仕組み (2)上記の内容をすべての介護職員に周知していること。 |
| 介護職員処遇改善加算 (II) | (算定サービス 費+加算単位) ×8.1% | 以下の要件を全て満たしていること 1、処遇改善加算I ①と②と③を満たしていること 2、処遇改善加算I ④と⑤を満たしていること |
| 介護職員処遇改善加算 (III) | (算定サービス 費+加算単位) ×4.5% | 以下の要件を全て満たしていること 1、処遇改善加算I ①と②を満たしていること 2、処遇改善加算I ④または⑤を満たしていること 3、既存の定量的要件を満たしていること 平成20年10月から計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 |
| 介護職員処遇改善加算 (IV) | 加算IIIにより算 出した単位× 0.9 | 以下の要件を全て満たしていること 1、処遇改善加算I ①と②を満たしていること 2、処遇改善加算I ④または⑤または処遇改善加算III ③を満たしていること |
| 介護職員処遇改善加算 (V) | 加算IIIにより算 出した単位× 0.8 | 以下の要件を全て満たしていること 1、処遇改善加算I ①と②を満たしていること |
| 介護職員等特定処遇改 善加算(I) | (算定サービス 費+加算単位) ×3.1% | サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを取得していること。ただしサービス提供体制強化加算は最も高い区分、特定事業所加算は従事者要件のある区分に限られる。 |
| 介護職員等特定処遇改 善加算(II) | (算定サービス 費+加算単位) ×2.3% | 上記の加算を1つも取得していない場合は、特定加算(II)となる。 |

※自己負担金は、1単位=10.68(地域区分3)にて計算

| | | |
|----------|----|---|
| おむつ代 | 実費 | おむつ代はオムツ類を使用している方にかかります。それぞれ利用するオムツの種類や枚数によって、代金が変わります。使用後の廃棄処理費も含まれます。 |
| 日常生活品購入費 | 実費 | 特別な食事・ジュース代・外食代・出前・外出時の交通費・イベントの入場料等ご本人やご家族の希望で参加や購入されるもの |
| 理髪・美容代 | 実費 | 希望者の方にご利用いただけます。毎月第2火曜日 |
| 医療費 | 実費 | 必要時にかかります。 |